

# 特定商工業者の制度について

## 特定商工業者とは

毎年4月1日現在において、松浦市内で本社、支店、営業所、出張所、事務所、工場などを設立してから、6ヶ月以上経過している商工業者のうち、つぎのいずれかに該当する方

- ① 資本金額または払込済出資総額が300万円以上の法人
- ② 常時使用する従業員数が20人（商業サービス業は5人）以上の商工業者（商工会議所法 第7条）

## 法定台帳とは

特定商工業者は、各自の事業内容を毎年商工会議所に登録することが定められており、商工会議所に登録された内容を台帳として保管しています。

商工会議所は会員・未加入会員の区別なくこの法定台帳により、地域商工業者の実態を正確に把握するとともに、商取引の照会（紹介）、斡旋の資料として活用しています。

## 負担金とは

法定台帳の運用、管理には相当な経費が伴いますので会議所では特定商工業者の方の過半数のご同意を得、松浦市長の認可を受けて台帳の管理運用のための最小限度の負担金を徴収させていただきます。

## 権利・特典

- ① 松浦市の商工業者を代表する1号議員の選挙権（1個）が行使できる。
- ② 自己の商取引の照会（紹介）・斡旋等が受けられる。

**最も大きな特典はなんといっても、あなたの事業のすべてに信用が加わることです。**

## 特定商工業者と会員は異なります

### 会員とは

資本金や従業員数に関係なく会議所の目的に賛同し、自己の意志により自由に参加、会議所の運営をささえ、事業活動の推進力となるのが会員です。

### 特定商工業者制度について

特定商工業者制度は、地域経済の振興、発展の役割を担う商工会議所の活動基盤を強化するために設けられた制度であり、その意味では商工会議所の会員として、地域経済の発展に寄与していただくべき方々の基準を示したものであります。

上記でご説明申し上げたとおり、その規模が法定基準以上であれば、会員、非会員を問わずこの法定台帳にご登録をいただくとともに、負担金の納入をお願いする事もあります。